

令和3年12月28日  
内閣府  
財務省  
中小企業庁

株式会社日本政策金融公庫  
沖縄振興開発金融公庫  
株式会社商工組合中央金庫

### 建設工事受注動態統計調査における不適切処理の影響を受けている事業者支援について

政府系金融機関におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいていますことに感謝申し上げます。

今般、去る12月15日に建設業の受注実態を表す国の基幹統計である「建設工事受注動態統計」について、国土交通省による不適切な処理が発覚しました。こうした中、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づくセーフティネット保証5号の業種指定根拠として当該統計を利用していた建設業のうち、本来であれば、令和4年1月1日から指定されるべき業種であるものの、指定において参照するデータの再精査に時間を要することから、指定が一定の期間なされない業種が存在する可能性があります。そのため、政府系金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、下記の事項について、要請いたしますので、営業担当者等に周知・徹底をお願いいたします。

### 記

「建設工事受注動態統計調査」における不適切処理により、本来であれば、令和4年1月1日からセーフティネット保証5号の業種として指定されるべき業種である可能性のある18業種（別紙の国土交通省プレスリリースを参照）に属する事業者の資金繰りに支障を来すことのないよう、特に丁寧な資金繰り相談に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。

令和3年12月28日  
不動産・建設経済局建設市場整備課

同時発表：中小企業庁

## 建設業関連業種に係るセーフティネット保証5号の対象業種の指定について (令和4年1月1日～同年3月31日分)

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、中小企業庁において、令和4年1月1日～同年3月31日分の対象業種の指定予定が、建設業関連業種も含め、公表されました。

「建設工事受注動態統計調査」の不適切な処理に関する問題が発生したことを踏まえ、一部の業種については、今後、追加指定が行われる可能性があります。

建設業関連業種に係る令和4年1月1日から同年3月31日までのセーフティネット保証5号の対象業種については中小企業庁より公表されましたのでご案内いたします。

セーフティネット保証5号の業種指定に関し、「建設工事受注動態統計調査」の統計データを業種指定の根拠として中小企業庁に提供しておりましたが、不適切な処理に関する問題が発生したことを踏まえ、国土交通省より代替的なデータを中小企業庁に提供した結果、建設業関連業種49業種（日本標準産業分類に基づく業種）のうち、8業種が指定されることとなりました。

なお、一部の業種については、今後、国土交通省から中小企業庁に対して代替的なデータの提供を行う予定であり、追加指定が行われる可能性があります。

具体的な業種については別紙をご参照ください。

別紙 建設業関連業種における令和4年1月1日から同年3月31日までのセーフティネット保証5号に係る指定業種等

### 【問い合わせ先】

不動産・建設経済局 建設市場整備課 須貝、若穂囲、萬（内線 24824、24844、24864）

Tel : 03-5253-8111（代表） 03-5253-8281（直通） FAX : 03-5253-1555

## 【12月28日付で中小企業庁において指定を受けた業種（8業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
721	とび工事業
722	土工・コンクリート工事業
723	特殊コンクリート工事業
792	金属製建具工事業
793	木製建具工事業
794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
795	防水工事業
892	熱絶縁工事業

## 【今後追加指定が行われる可能性がある業種（18業種）】

日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	
621	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く)
631	舗装工事業
641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
651	木造建築工事業
661	建築リフォーム工事業
711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
712	型枠大工工事業
732	鉄筋工事業
771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
772	道路標示・区画線工事業
781	床工事業
782	内装工事業
796	はつり・解体工事業
799	他に分類されない職別工事業
821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
823	信号装置工事業
893	道路標識設置工事業

※この表に掲げる業種は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）において分類された業種区分によるものとする。